

事務事業名 子育て世代包括支援センター運営事業

出力日：令和06年03月18日

キーコード：1900

施策：	17	子育て支援の推進	財務コード	--
基本事業：	03	地域における子育て支援	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	急用時等に子どもを預ける場所がある又は人がいる保護者の割合 他の親子と交流している乳幼児をもつ保護者の割合		担当課	子育て支援課
			担当係	母子児童担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	令和02年度 ~		新規・継続	継続	会計区分			実施計画		
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）							
妊産婦と家族、就学前までの親子とその家族			【根拠法令】母子保健法、こども・子育て支援法、市子育て世代包括支援センター事業実施要綱 【内容】 妊産婦及び乳幼児の実情の把握：母子健康手帳交付時の「妊婦さんサポートアンケート」により実情を把握する。 支援プランの作成：週1回、専門職（保健師、助産師）による支援プラン会議を開催し、および赤ちゃん訪問の状況把握より、必要に応じて個別の支援プランを作成する。プランに応じた必要な情報提供および妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を行う。 連絡調整：地域の保健医療又は福祉に関する関係機関との連絡調整等包括的な支援を行う。 妊娠、出産、育児に関する相談のワンストップ窓口として対応する。 【補助金】子ども・子育て支援交付金（国2/3）、利用者支援事業費（母子保健型）補助金（県1/6）							
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）										
関係機関と連絡調整を図りながら妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うことで、安心して子どもを産み育てることができるようになる。										
4. 成果（簡易評価は未記入）										
成果指標名称		単位	03年度 実績	04年度 実績	05年度 当初	06年度 要求	07年度 計画	08年度 計画	目標	
支援プラン数		件	196	114	200	114			300	
支援プラン終結割合		%		97		97			98	
5. コスト										
事業費		計	千円	9,040	9,505	9,652				
		国	千円	6,024	6,182	6,182				
		県	千円	1,506	1,545	1,545				
		地方債	千円	0	0	0				
		その他	千円	0	0	0				
		一般	千円	1,510	1,778	1,925				
正職員人工数		人工	0.8	0.8	0.6					
正職員人件費		千円	6,337	6,182	4,689					
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	15,377	15,687	14,341					
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）										
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）		< 状況 > 支援プラン作成数は減少しているが、必要なケースへの支援プランの作成は全件できている。 < 原因 > 支援を要する対象の減少。 < 課題 > 支援を要する対象者が増えたと支援プラン数が増加するため、必ずしも事務事業の成果とはいえない。 < 方針案 > 支援プランに基づく支援により課題の解決につながった場合は終結できることから、支援プランの終結割合を指標に追加する。								
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）										
対象動向	維持	類似事業	なし		・妊娠届出時および転入した妊婦全員と面談している。 ・情報連携及びケース管理に適した記録様式の検討を行い見直した。 ・母子保健相談・教室等開催事業や乳児家庭育児支援事業への参画や産科医療機関との連携により切れ目ない支援の体制づくりを目指している（産科医療機関との情報連携：106件、連携訪問：7か所） ・支援プランケースの相談件数：825件、訪問件数：196件					
手段効率化余地	あり	コスト削減余地	なし							
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし							
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	あり							
成果向上余地	中程度									
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）						改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）										
・適切な評価方法、終結の基準について引き続き検討する ・こども家庭センター設置にむけたサポートプランの作成・運用について検討する										
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）						備考・特記事項 or 進行管理欄				
H29.4月母子保健法に努力義務として法定化され、R2年度までに子育て世代包括支援センターを全国展開することとされた中、本市ではR2.4月に開設した。						センターの機能強化を図るため、基本型と母子保健型の連携を維持する。				